

平成30年6月29日付でお送りした
「後期高齢者医療制度改正周知リーフレット」に関する記載誤りについて

【 概要 】

平成30年6月29日付でお送りしている後期高齢者医療制度改正周知リーフレット中、下記の2点について記載誤りがありました。

- 「平成30年8月から、高額療養費の上限額が変わります」のページ内の、平成30年7月までの上限額（70歳以上）の表中、「一般」の適用区分を、「住民税課税所得145万円以上の方」と誤って記載していましたが、正しくは「住民税課税所得145万円未満の方」です。
- 同ページ内の、平成30年8月からの上限額（70歳以上）の表中、「一般」の外来+入院（世帯ごと）を「57,600円〈多数回44,000円〉」と誤って記載していましたが、正しくは、「57,600円〈多数回44,400円〉」です。

被保険者の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

【 原因 】

最終原稿のチェックが不十分であったため、誤植を見落としたものです。

平成30年7月までの上限額（70歳以上）			平成30年8月からの上限額（70歳以上）			
	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回44,400円 (※2)〉	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数回140,100円(※2)〉	
	住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回44,400円 (※2)〉	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数回93,000円(※2)〉	
一般	Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上の方			Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数回44,400円(※2)〉	
	住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)			住民税課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 〈多数回44,000円 (※2)〉
住民税非課税	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(※3)	8,000円	15,000円	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(※3)	8,000円	15,000円

× 「145万円以上」

× 「多数回44,000円」

○ 「145万円未満」

○ 「多数回44,400円」